

第3回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成19年10月4日（木） 午後4時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

＜委員＞

佐藤久夫、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、吉澤順、宮地幸、町田睦子、雛倉佳代子、山内一也、浅見スジ子、桑田智、河井文、鈴木一成

＜事務局＞

福祉保健部長、福祉保健部次長、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、福祉計画担当主査、志摩主任、大木事務職員、堀事務職員

■ 議 事 1 議事

（1）会長の選出について

（2）会議録について

（3）府中市福祉計画検討協議会の報告について

（4）府中市福祉計画（障害者計画）調査の実施について

（5）府中市福祉計画（障害者計画）・府中市障害福祉計画の進捗状況について

（6）府中市福祉計画（障害者計画）の基本理念・基本視点について

（7）次回日程について

（8）その他

■ 資 料 資料1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿

資料2 第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料3 府中市福祉計画（障害者計画）調査の実施について

資料4 府中市福祉計画（障害者計画）調査 調査票（障害のある人）

資料5 府中市福祉計画（障害者計画）調査 調査票（難病の人）

資料6 府中市福祉計画（障害者計画）調査 調査票（障害者福祉団体）

資料7 府中市福祉計画（障害者計画）調査 調査票（障害者福祉施設）

資料8 府中市福祉計画（障害者計画）・府中市障害福祉計画の進捗状況等について

資料9 府中市福祉計画 理念・視点について

1 議事

副 会 長：議事に入る前に、本日、初めて出席される委員がおられますので、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

委 員：日本社会事業大学で障害者福祉論を担当しています。

委 員：精神障害者の作業所を運営しているNPO法人コットンハウス、フレンズの理事長、また、梅の木の家共同作業所・レスポワール工房の顧問医を務めています。私自身は府中で精神科のクリニックを開設しています。

(1) 会長の選出について

副 会 長：まずは、議事1につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局：委員の皆様には本日の開催通知でお知らせしたところではございますが、丸山会長からご都合により本協議会を辞退したいとの申し出があり、後任に佐藤委員をご推薦いただき、本日、ご出席いただいたところです。こうしたことから、現在、会長職が空席となっておりますので、改めて委員の皆様の互選により会長を選任していただきたくよろしくお願ひいたします。なお、資料1につきましては、第1回の協議会でお配りした委員名簿を修正したものです。

副 会 長：事務局から説明がありました、ご意見等ございますでしょうか。特にないようです、丸山会長の後任ということで、佐藤委員に会長をお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。それでは、佐藤会長お願いします。

会 長：皆様のご意見を反映して、障害を持った人たちが地域参加し、過ごしていかれるような計画づくりに力を尽くしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(2) 会議録について

会 長：それでは、議事2について、事務局から説明をお願いします。
(事務局から、資料2について説明)

会 長：会議録に関して事務局からの説明がありました、ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、この内容で決定し、公開させていただくこととなります。

(3) 府中市福祉計画検討協議会の報告について

会 長：それでは、議事3について、副会長からご報告をお願いします。

副 会 長：9月13日に第2回府中市福祉計画検討協議会が行われました。内容は、各協議会に

おけるアンケート調査の検討状況についての報告等、それから、後ほど議事6で取り上げる府中市福祉計画の基本理念・基本視点について意見等が出されました。平成15年の福祉計画の理念から大きく変える必要はないだろうということでしたが、視点の方では、例えば「参加」ではなく「参画」の方が良いのではないかとといった言葉の問題がいくつか出ました。以上です。

会 長：いまの報告について、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。基本理念・基本視点について議事6で、後ほどご意見いただきたいと思います。

(4) 府中市福祉計画（障害者計画）調査の実施について

会 長：それでは、議事4について、事務局から説明をお願いします。
(事務局から、資料3、4、5、6、7について説明)

会 長：事務局からの説明がありましたが、来週には発送するというので、今から修正等はできないと思いますが、確認をしておきたいことなどありませんか。

委 員：前回出席できなかったのも、そのときにご説明いただいたのかもしれませんが、まず、身体障害者の対象者数について、0～17歳、18～59歳がそれぞれ100人で、60歳以上が1900人ということでしょうか。これではバランスが悪いように感じます。また、団体調査の7団体、施設調査の37施設はどういった基準で選ばれているのでしょうか。

事 務 局：まず対象者数ですが、身体障害者手帳をお持ちの方は70%以上が60歳以上の方で占められ、全体を無作為抽出すると高齢の方の回答に偏るということで、1,900人については全体から無作為抽出して、0～17歳、18～59歳については、それぞれ100人を別に抽出させていただくことにしました。次に調査対象の団体につきましては、府中市から補助金を交付している団体をお願いしたいと考えまして対象としました。施設につきましては市内にある通所施設・グループホームを対象といたしました。

委 員：対象者数については、誤解していました。ご説明のとおりで良いと思います。団体調査・施設調査の対象につきましては、納得できないのですが、補助金の交付など密接な関係のある団体には、日頃から意見を聞いていると思います。むしろそこから外れている団体にこそ、調査をする必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

事 務 局：市と密接でない団体というと、具体的にどういった団体をお願いすればいいのかという問題があります。いろいろな活動をされている団体があるかとは思いますが、市がその活動を把握している団体ということになると、資料3に記載している団体になります。

委 員：補助金で把握されている以外にも、福祉団体や社会教育団体ということで、連絡先や活動内容を認識されている団体はあると思います。そちらまで含めると7団体で

は収まらないのではないかと思います。施設については、いわゆる法外施設については入らないわけですか。法外施設は市としては把握されていませんか。

事務局：法内・法外の区切りが難しいところですが、従来法内と呼ばれていた旧法施設以外を法外とおっしゃられているのでしょうか。無認可の施設も含めて、すべて対象とさせていただきます。法外というのは、従来の支援費、補助金以外で活動されている施設のことでしょうか。

委員：公的な助成金を受ける段階までいっていないような施設は把握されていないのでしょうか。

委員：委員のおっしゃる法外施設というのは、お手元の資料ではオとカに該当するところだと思います。これ以外に、公的な助成金をまったく受けず、独自に運営されている施設が府中市内にあるかどうかというところですが、もし、あれば対象としてもいいかとは思いますが、おそらくないのではないかと思います。団体につきましては、市から補助金を受けているかどうかだけではなく、いろいろな活動をされている団体があると思いますし、把握されているところは極力、調査対象とした方が良くと思います。

会長：細かく把握するといろいろあると思います。例えば、どこかの通所施設の保護者会とか、あるいは利用者の会があったりする。細かく見れば何十と追加されると思いますがいかがでしょうか。

委員：そんなに難しく考えなくても良いのではないかと思います。まず団体でいえば、福祉団体登録されている団体で、この7団体以外の団体は無作為で3団体くらい。施設に関しても、ここで上がっている施設以外からいくつかでいいのかと思います。

会長：福祉団体登録というのは、どういう性格のものなのでしょうか。

事務局：よろしいでしょうか。福祉団体登録をいただいている団体の中から、障害のある人にかかる活動を行っている団体を調べて対象とさせていただきたいと思います。数的には、対象を増やすということになりますので、会長、副会長にご相談させていただいて対応したいと思います。

会長：それでは福祉団体登録している団体の中で、障害関連の団体をチェックしてみて、可能な範囲内で追加をするということにします。次に私の方から恐縮ですが、精神障害の方は、「市内在住の精神障害のある方」となっていますが、これは手帳とか、自立支援医療の利用とかを考えないで、ここだけ定義がゆるいような感じがします。そうせざるを得ないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局：手帳所持者の方に無作為で発送させていただければいいのですが、調査票が届いたことによりパニックを起こしてしまったりだとか、不安を抱かれたりするということもございますので、昨年度の障害福祉計画策定時と同様に、各施設あるいは家族会でかわりのある方にご協力いただくとともに、今回は医療機関のご協力もいただくこととしました。本来であれば、なかなかサービスにつながらない方の声も調査したいところではありますが、そこにたどり着くことが難しいところです。

委員：医療機関が関わることについてですが、具体的にどのような形でお願いすることになっているかわかりませんが、前回の議事録を見ると、福祉施設に関わっている人は、ある意味、福祉制度に乗っている人であり、病状も軽い場合が多いという意見がありましたので、医療機関からお願いするケースに関しましては、できれば福祉施設につながっていないような方を選んでもらうようにしたらどうかと思います。

委員：医療機関の利用者は何人くらいを予定していますか。

事務局：1 医療機関 5 名の方をお願いしたいと思っています。また、医療機関からお願いする場合の対象者につきましても、先ほどのご指摘のとおり考えています。それから、先ほどの福祉団体登録の件についてですが、現在、100 を越す福祉団体登録がございます。そのうち半分以上が保育所、学童関係での登録です。残りの団体がどういった関係の団体かということですが、いま、細かい資料がありませんのでお答えできませんが、わかる範囲での現状はこのようになっています。

委員：医療機関全体で 5 人ということでしょうか。

事務局：1 医療機関 5 名の方、11 医療機関ですので 55 名の方を予定し、これから医療機関にお願いすることになっています。

会長：実態調査に関しては、よろしいでしょうか。対象などを修正し対応していただくこととなりましたので、事務局お願いします。

(5) 府中市福祉計画（障害者計画）・府中市障害福祉計画の進捗状況について

会長：それでは、議事 5 について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、資料 8 について説明）

会長：ただいまの説明について、ご意見ございますでしょうか。

委員：ホームヘルプサービスについて伺います。15 年度、16 年度と増えているものが、17 年度に減っているのはどういう理由が考えられるかということ、また、18 年度は障害の種別に分けて出せなかったのか伺います。

事務局：精神障害者の方の利用が減っていることについては、はっきりとした理由はつかんでいませんが、聞くところによりますと、病状によってはヘルパーをつけることで逆効果になってしまうということがあるようです。申請者の方が主治医の先生と相談されてサービスを打ち切ったということもあったようです。また、身体・知的の方の利用者数については支援費制度で利用者が伸びていましたが、時間数では伸びていません。これもその理由は把握していないところです。それから、平成 18 年度につきましましては自立支援法で 3 障害を一元的にということになっていますので、そのようにさせていただいたところですが、これについては、それぞれを把握していますので、次回、それぞれ分けてお示しすることは可能です。

委員：精神の利用者の方が減っているということについて、いかがお考えですか。

- 委員：精神障害者への差別と偏見があったり、精神障害を持つことのストレスについて、ヘルパーの方に理解していただけていないのではないかと思います。このあたりを理解してサービスをしていただかないと利用は増えていかないのではないかと思います。
- 委員：他市と比較しても府中市の人口規模からすると、もっと利用が増えても良いのではないかと常々考えています。先ほど、ヘルパーを入れるとかえってよくないというお話もありましたが、そのあたりシステム的な面では対応ができるところがあるかと思えます。ホームヘルプを望んでいる方はいると思えますので、よろしく願います。
- 委員：補足してさせていただきますと、ヘルパーの方にお部屋をきれいにさせていただくというよりも、もっと別のニーズがあります。人とは仲良くしたいけど、人を信じるのがとても難しいとか、人との付き合いで安心するまでにすごく時間がかかるとか、独特のものがあります。ご本人からお話を伺ってわかってきたところです。
- 会長：今のお話の状況をもっと調べられないものでしょうかね。平成 15 年度に 36 人が使っていたものが、平成 17 年度には 25 人に減っているわけで、この中には、食事の支度も自分でできるようになったからサービスはいらないといった方も当然いるでしょうし、今のお話のように人間関係に疲れるのもういいといった方もいるでしょう。市のデータで見るのも難しいでしょうから、委員の皆さんから事例を紹介していただくと、こういう点に注意して増やしていこうという計画を立てやすいわけですが。市の方でも、これは分析しなければいけない数字だろうと思えますので、よろしく願います。
- 委員：私の仕事のひとつにホームヘルプの事業があり、精神の方の利用者もおいでになりますが、利用者数が少ないので会長が今いわれたような裏づけとなるデータまでにはならないかもしれませんが、少ない利用者の中で上がってきた声は、今のヘルパー制度の中で身体と家事援助の 2 類型しかないのですが、実際に一番多いニーズは、話を聞いてほしい、一緒に何かをしてほしいということでした。見守りという概念です。ただ、こうしたニーズには現制度の範疇ではお応えできないわけです。特に自立支援法になって、市単独の措置ではないので、自立支援法の裏づけがないとできません。重度の身体障害者の場合は、重度訪問介護で見守りは認められるわけです。やはりここで現実を考えて、国にきちっとあげていくべきではないかと思えます。私、運動体の立場もありますので、運動体の立場としてはずっとやっていることで、現場からの声は上げてほしいところです。もうひとつ、そうはいつでも精神障害者の方が日々必要とされているわけですから、地域生活支援事業の中にあるコミュニケーション支援、これを拡大解釈してここで現実対応できないものか、これは提案なのですが提起させていただきます。
- 会長：他の自治体の計画を見ると、後ろの方に国や都に対しての「要望・提言」ということをまとめているところもありますので、我々の計画でもそういったことができな

いか検討する価値はあると思います。話し相手という点につきましては、ボランティア、あるいはセルフヘルプ関係の活動としてカバーしていただくとか、それに対して市からの財政的な支援は考えられないかとか、相談支援事業も使えないものかなど、いろいろ工夫が必要になるかと思います。地域生活支援センターあたりで、パイロット的に何かやってみて、こういったことが利用者さんから期待されているという実績を示して、何とか補助金を来年度から、ということになればいいのかなとも思いますが。また、ホームヘルプでは、平成 17 年度と 18 年度を比べると、人数は減っていますが、時間は増えていますよね。ここもどう分析するか。

事務局：よろしいでしょうか。自立支援法の体系になりまして移動支援が地域生活支援事業に移っていて、人数減についてはここが大きいと思われま。

会長：先ほどの精神の部分も含めて、もう少し深く分析できるデータがあるといいと思いますので、できる範囲でお願いします。そのほかご意見等ございますか。

委員：相談支援事業の中で、地域自立支援協議会の実績がありませんが、この理由は何でしょうか。

事務局：昨年 10 月に自立支援法が本格実施となりまして、自立支援協議会を設置することを検討しましたが、限られた時間の中で、これまでのサービス水準を維持するところを優先したために、1 年先送りして今年度設置する予定で、いま準備を進めています。

委員：地域自立支援協議会については、支援を必要としている人のニーズを総合的に判断する場として、かなり有効な手段となりますので、今年度中に設置ということで良かったと思います。

会長：私から質問ですが、「(1) 自立支援給付」の 1 番下の項目が「相談支援」となっていますが、これは地域生活支援事業の「相談支援」とどういう関係にあるのでしょうか。

事務局：ここは本来、サービス利用計画の実績件数を記載するところですが、地域生活支援センターで相談を受けた件数を記載していますので、申し訳ありませんが、趣旨がちょっと異なっていますが、ご了承いただきたいと思います。

会長：実際にプランを作ったところまでいっていない人も含まれているわけですね。わかりました。他にいかがでしょうか。

委員：先ほどのホームヘルプサービスについてですが、平成 17 年度実績で身体・知的・精神合わせて 711 人が、平成 18 年度には 586 人に減っている部分について、先ほどの説明では移動支援に移ったということでしたけど、数的に見ますと、移動支援の実績 231 人がここに加わるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：自立支援法になりましてホームヘルプサービスの利用を控えたというお話を聞いていけませんので、減っている数の大部分は移動支援に移った数にとらえています。

委員：平成 18 年度は人数については減っていますが、時間は増えています。単純に考えると、自立支援法になって自己負担が増えるわけですから、利用を控えるかなと思っ

たら逆に増えているわけですね。今計算してみました。平成17年度の数字で見ますと、全体で259,621時間、1人当たりには割り返しますとちょうど365時間、つまり1日1時間という計算になります。これが平成18年度ですと、1人当たり年間547時間、1日1.5時間に増えています。これは推測ですが、負担できる方は自立支援法になってサービスを確保することがより容易になったのかなとも思われますが、実際にされていて、何か実感できることはありますか。

委員：最も重度になりますと、負担がどうあろうが使わざるを得ないので利用量は変わらないと思います。

事務局：府中市の場合、自立支援法になりましても、従来のサービス水準を維持するという基本的な考え方から、支給決定時間は従来の時間をそのままスライドさせています。ですので、利用時間の伸びは利用量の伸びと考えています。お手元に用意していない別の資料で恐縮ですが、東京都に報告した資料によりますと、身体介護の利用実人員が平成18年4月から9月までの半年間で263人、10月から2月までの5ヶ月間では287人となっており、利用人数が増えています。家事援助では、同じく前半が107人、後半が108人となっています。移動介護で身体介護を伴うものと前半で106人、10月以降は重度訪問介護で15%加算対象者が3人に減っています。移動介護で身体介護を伴わないもの68人が、7.5%加算対象者が35人と、ここも半数に落ちています。9月までと10月以降で対象が異なりますので、なかなか比較しづらいのですが、移動の部分でいいますと216人、重度訪問介護の部分で48人、行動援護で2人という形で変わってきていますので、移動の部分では約160人が地域生活支援に移っていると思われま。

会長：いずれにしても、年齢階層別、障害種別、サービス種別でももう少し詳しい資料が必要になると思います。時間もあと30分ほどとなりましたので、次の議題に移りましょうか。

(6) 府中市福祉計画（障害者計画）の基本理念・基本視点について

会長：それでは、議事6について、事務局から説明をお願いします。
(事務局から、資料9について説明)

会長：今の説明を受けて、今日はどのような議論をすればよいかということですが、ご意見等ございますでしょうか。

委員：説明の中で「きょうどう」とありましたが、どのような漢字を書くものですか。

事務局：「協力する」の「協」の字と、「はたらく」の「働」の字で、一緒に働くという意味の言葉です。

会長：この委員会としては、障害者の部分の考え方を、このままでいいのか、時代に合った新しい課題を含め改変するのか、このあたりを検討するというところで良いわけで

すね。

事務局：この協議会で検討していただく事項としては、会長のお話のとおりで、そのあたりを各委員さんにお諮りいただいて決めていただくということです。

委員：障害のある人を抱える家族の立場からしますと、安心して生きていくためには親なき後の問題、親が亡くなった後、誰が面倒を見るのかという心配がずっと昔からあるわけです。生活保護ですとワーカーさんが丁寧に見てくださいますし、作業所に通えば作業所の職員が見てくださる。いろいろな人とかかわりの中で、本人が元気で、考える力があって、判断できて生きていかれる方はいいのですが、引きこもりがちで、いろいろなことを交渉する元気もなくて家にいるという方の場合、誰がお世話をするのか。地域で支えるとあっても、最終的に責任を取るのは誰なのか、やはり家族です。その家族が倒れていなくなった場合、成年後見制度を使っても、お金のことは見てくれても、日常生活のことはいちいち見てくれない。最終的に誰がどうしてくれるという、きちんとした筋道が見えていれば、親も安心して死んでいけると思います。地域で安心して生きていくためにはこうした非常に重要なニーズがあるのですが、対応できる制度がなくて困っているわけです。どこかが最終的に責任を持って、大丈夫ですとっていただくシステムが府中市にできないかなと、親の立場から、そういった心配をどうやったら解決できるのかということ投げかけたいと思い発言しました。

委員：民生委員の立場からいわせていただきますと、確かに今のお話のようなケースはございます。そういったケースを確認しますと、まず、在宅支援センターの方につながります。それから地域の見守り委員として、声かけをしていますが、その先となりますと難しいことがございます。

副会長：委員のお話は、精神の方に限らず、知的の方、肢体不自由の方など、親なき後を心配されているところだと思います。それで、基本理念・基本視点で書かれていることを、どう実現していくかを、委員の話を踏まえ、計画していかなければならないと思います。それでひとつ質問ですが、この基本理念・基本視点は今日確定しなくてもかまわないわけですね。

事務局：はい、次回、あるいは来年度に向けてご検討いただきたいと思います。

委員：基本理念・基本視点というのは「府中市福祉計画」としてのもので、「障害者計画」としては4つ並んでいます。理念とかということではないですね。それで、基本理念・基本視点を変えるかどうかということは「府中市福祉計画」についてということですね。

会長：ここで、変えられるのは「障害者計画」についてだけだと思いますが。他のところに意見をいうことはできると思いますが。

事務局：この協議会においては「障害者計画」についてご検討いただきます。

委員：「障害者計画」の4つは理念とか、視点とかではないですね。

事務局：これは事業の枠組みです。

会長：いかがでしょうか。先ほど委員が指摘された親なき後にかかるお話は、中心的な課題だと思います。障害者自立支援法で施設から地域へということがいわれていますが、地域生活で安心できなかったから施設へ頼らざるを得なかったのがこれまでで、地域の作業所だとか、グループホームだとか、ホームヘルプだとか、個別のサービスはある程度充実してきたけれども、何があっても安心して任せられるのは施設しかないという時代をどう変えるか、こういった課題が出てきているのにも関わらず、なかなか安心できる場所がない。地域生活支援センターが何かあればいつでも駆けつけてくれるまでには育っていない。そういった中で、施設を出て地域でどうしても安心できる話ではないわけです。ですから、このあたりのところを変えていく基本理念・基本視点が必要ですし、それを実現する計画の中身が必要です。2004年の障害者基本法の改正で、親なき後対策の項目が削除されました。これは多くの団体も、時代的には削除すべきとやってきたので、国会議員も与野党一致で削除することになったわけですが、親が生きていても20歳になれば自分で生きていく。自分で生きていくことが大変な障害を持っている場合には、社会全体で支える。親なき後対策というのは、生きている間は親が責任を持ってくださいというのと裏腹だということで法律を変えたわけです。しかし、法律は変わったけれども実際にはそうになっていない。それを何とかするために、この計画が生かされるかということです。それに応える内容にしなければなりません。相談支援事業とか、成年後見制度をうまく使った仕組みを考えなければいけないし、また、違った制度が必要であれば国や都に対する問題提起も計画の中に盛り込んでいきたいと思っています。

委員：この計画の対象は、市に登録している人ですか。登録していない人もいると思いますが。

会長：そうですね、難病の人の調査も踏まえてこの計画を作ろうとしていますので、手帳の有無ではなくて、心身の障害のために生活上の困難があって、何らかの支援を必要とするすべての人を何とかしようという意気込みを、私は感じますが、もうちょっと明確にしたいという感じはしますね。

委員：先ほどの委員の切実なお話を聞いて、これだけはいいたいという思いがあります。今から25年位前、私がまだ20代の頃、母親からいわれた言葉を思い出しました。「あなた、私やお父さんが死んだらどうするの。ひとりで生きていけるの。行くところあるの」といわれました。その当時はすごい恐怖でした。でも今、私は当たり前前に暮らしています。母親も養っています。身体障害者はそうやって道を開いてきました。今の日本でさえ、重度の身体障害者が開いてきたことですから、これは知的、精神の人に広げていくべきことで、できないことはないと思います。もちろん障害が違いますから、違うサービスが必要だとは思いますが、私たちができたことですからできないことはないと思いますし、私たちが培ってきたノウハウを使って全面的に協力したいと思っています。

委員：私も精神障害に携わっていて、親なき後の問題はすごく大きいと思っていましたが、

今の会長のお話を聞いて、そういう考えをすべきだと勉強になりました。そういう意味で、こんなことを基本視点に入れては画期的過ぎるかもしれませんが、親とか家族に頼らないで実現できる福祉、こういった考え方もありました。

会長：たしかに「家族に頼らない福祉」というのは見たことありませんので、それを府中市でやればかなりの影響を与えるかもしれません。そういったことも含めて、引き続き検討していくということで、そろそろ予定の時間にもなりましたので、本日の審議は終了させていただきます。

(7) 次回日程について

会長：次回の日程についてですが、次回2月20日午後4時からということでお願いできればありがたいのですがいかがでしょうか。これで調整いただけますようお願いいたします。今回はアンケート調査の報告ですとか、今回に続き基本理念・基本視点の確認、来年度のスケジュールを検討していただくこととなります。合わせて、本日ご意見が出ました進捗状況のデータにつきましても事務局でご用意よろしくお願ひします。

(8) その他

会長：その他、何かございませんか。なければ、これで第3回障害者計画推進協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上